

伊江村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年7月25日(火) 14:13~14:36

2. 開催場所 伊江村役場 2階小会議室

出席委員	会長	玉城	増生	
	1番	儀間	徹	
	2番	安里	正春	
	3番	並里	茂明	
	5番	東江	良和	
	6番	知念	雄二	
	8番	知念	正和	
	9番	玉城	正芳	計8名

欠席委員 7番 玉城 政和

3. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 会期決定の件

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第4号 工事完了報告について

4. 農業委員会事務局職員

事務局長 島袋 英樹

主事 崎濱 秀太

平成 29 年 第 7 回伊江村農業委員会総会議事録

議長 只今より、平成 29 年第 7 回伊江村農業委員会総会を開会します。
委員の出席について事務局より報告して下さい。

局長 事務局よりご報告致します。
委員総数 9 名中、8 名の委員が出席しております。

議長 只今、事務局より報告のとおり、委員総数 9 名のうち 8 名出席しております。会議規則第 11 条の規定により、本総会は成立することを報告します。本日の議事日程は予め、議席に配布した通りです。
それでは議事に入ります。

日程の第 1、「会議録署名委員の指名」を行います。慣例に従い、私が指名したいと思います。委員に 1 番儀間委員、2 番安里委員を指名します。

日程の第 2、「会期の決定の件」を議題と致します。
本総会の会期は本日 1 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか？

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。従って会期は本日 1 日間に決定しました。

日程の第 3、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。本案について事務局より説明を願います。

局長 ご説明致します。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので、可否の決定を求めます。

譲受人●さん。譲渡人●さん。譲受人の経営面積は 7,548 m²。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が 3,049 m²。次に●。登記、現況地目共に畑。地積 2,126 m²。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が 2,373 m²。3 筆合計面積が 7,548 m²。坪にしますと 2,283 坪。所有権移転贈与での案件となっております。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長。

議長 はい、2 番。

2 番 譲受人の経営面積が3筆合わせて7,548㎡で、これはこれから取得する面積だと思いますけれども、職業欄に兼農ということになっていますけど、この譲受人の農業の実態、就農状況の説明を求めたいと思います。

議長 はい。事務局長。

局長 はい。休憩しますか？

9 番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩いたします。（14：18～14：21）

これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定致しました。

日程の第4、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 はい。事務局よりご説明致します。議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について、下記のとおり申請されていますので、可否の意見を求めます。

申請者●さん。申請地が●。登記地目、宅地。現況地目、畑。地積が1,262㎡。うち転用面積185㎡。同じく●。登記、現況地目共に畑。地積が670㎡。うち転用面積315㎡。2筆の合計転用面積は500㎡。転用目的、一般住宅建築となっております。次の頁をお願い致します。

農地法第4条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。この意見書についても併せて採択をお願い致します。意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地は、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様の審議を宜しくをお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2 番 議長。

議長 はい、2番。安里委員。

2番 転用面積は分筆されていますか。

局長 はい。図面等を県へ進達する際に、資料提出が義務付けられているんですけど、その図面を見る感じではまだ分筆はしていません。ただ、●さんというところがやってるんですけど、設計士との遣り取りの中で場所は決まっています。で、そのうちの面積は、割合として185㎡と●番については315㎡という数字が出されております。分筆をする考えは、今のところないみたいな話をしています。申請者の考えとしては、言っていました。

2番 測量は入ってる？

局長 「測量は測ってる」と言っていました。場所は杭は打ってるんですけど、敢えてここで、「分筆して地番を分ける。ということは考えていない。」という話を聞いています。

議長 宜しいですか。

2番 まあ、「分筆して地番を分ける」という義務付けはないと思いますが、まあ理想としてはね、実際に建築した場合、この面積と違った場合には問題になる場合もあるんですが、。まあ理想としては分筆してからやるのが普通だが、どうしてもできない。急いでいる。という様な場合は、測量して面積通りに分筆すれば問題ないと思いますね。その辺。

局長 恐らく県の方も「その辺の図面無いね？」というのは、安里委員が仰る部分については求めてくると思います。

2番 ま、分筆しなければ許可しない。ということではないですね。

局長 はい。

2番 休憩をお願いします。

議長 はい、休憩します。(14:26~14:30)

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

日程の第5、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題と致します。本案について事務局より説明を求めます。

局長 事務局よりご説明致します。議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」。上記の件について下記のとおり申請されていますので可否の意見を求めます。

譲受人●さん。譲渡人●さん。申請地が●。登記、現況地目共に畑。地積が240㎡。転用面積同じく240㎡、転用目的が農家住宅建築。使用貸借権での設定となっております、坪にしますと72.6坪の面積となります。次の頁をお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る意見書となっております。こちらの方、併せて採択をお願い致します。では意見決定の理由について読み上げたいと思います。「当該申請地は、●に位置し、本村の農業振興地域整備計画においては農用地区域から除外された区域となっている。申請地は、公道に囲まれた区画である街区の総面積に占める宅地の割合が40%を超える第3種農地となっており、転用については適当と認める」。という意見を付けて県へ進達したいのですが、皆様の審議をお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

2番 議長。

議長 はい、2番安里委員。

2番 まあこの特別、権限にかかるものには無いですけど、ただ聞きたいのは申請人の譲受人、譲渡人、親子関係ですよ。

局長 御孫さんです。

2番 孫ですか。住宅だから普通は所有権移転してもいいと思うんだが、なんでかなと思って。

局長 貸借って言ってました。僕も贈与かなと思ったんですけど。確認しました。

議長 本人はたばこの後継者で頑張っています。

2番 分かりました。参考までに、でした。

議長 これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定する

ことにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

日程の第6。議案第4号「工事完了報告について」を議題と致します。本案について事務局に説明を求めます。

局長 ご説明致します。議案第4号「工事完了報告について」。上記の件について下記のとおり進達したいので、可否の意見を求めます。

No.1、転用事業者●さん。申請地●、登記地目、畑。現況地目、宅地。地積、602㎡。うち転用面積同じく602㎡。次に●。登記地目、雑種地。現況地目、宅地。地積108㎡。うち転用面積108㎡。最後に●。登記地目、畑。現況地目、宅地。地積455㎡。うち転用面積、455㎡。転用目的は全て民宿。許可年月日及び許可指令番号は、農地法第5条許可、●付、●号となっております。

続きましてNo.2、転用事業者●さん。申請地が●。登記地目、畑。現況地目、宅地。地積506㎡。転用面積同じく506㎡。転用目的、一般住宅。許可年月日及び許可指令番号は、農地法第5条許可、●、●号となっております。尚、2件とも事業計画どおり工事完了しており、現況宅地と認められる。との意見で県へ進達したいのですが、皆様のご審議をお願いします。以上でございます。

議長 只今、事務局より説明がありましたが、これから質疑を行います。質疑のある方はどうぞ。

9番 質疑ありません。進行してください。

議長 はい、これで質疑を終わります。お諮り致します。本案は原案のとおり決定することにご異議はありませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議なしと認めます。本案は原案の通り決定しました。

これで本日の全日程が終了しました。会議を閉じます。平成29年第7回総会を閉会致します。お疲れ様でした。

終了時間 14:36

署 名

会 長 玉城 增生 印

1 番 儀間 徹 印

2 番 安里 正春 印